

指定管理施設感染予防対策支援事業

企画部企画政策課

事業費：4,150千円

事業の概要

指定管理者が新型コロナウイルス感染症の感染予防対策に配慮した上で、指定管理施設を適正に管理運営できるよう支援金を支給し、もって利用者の安全確保に資することを目的とする。

指定管理者に感染予防対策に対する支援金を支給することにより、継続した感染予防対策を支援し、利用者が安心して利用できる環境を整え、公の施設におけるクラスターの発生予防を図るものである。

現状・課題

- ・新型コロナウイルス感染症対策として、3密（密閉空間・密集場所・密接場面）の回避、手洗いや咳エチケットの徹底が推奨されている。多くの市民が利用する公の施設においては、入退時の手指消毒や施設内の換気を徹底し、安心して利用できる環境を整えるとともに、クラスターの発生を未然に防ぐ必要がある。
- ・現在も感染予防のため様々な対策が講じられているが、消毒用アルコールの購入費用など例年以上の経費が発生しており、感染予防の取組及び安定した業務の継続に向けて、指定管理者を支援する必要がある。

事業内容

支給要件を満たす指定管理施設に対して、協定区分ごとに施設の利用者規模に応じた支援金を指定管理者に支給する。

【支給要件（以下の要件を満たす指定管理施設であること。）】

- ①市民の利用が見込まれること。
- ②指定管理者が感染予防対策を行っており、経費増が見込まれること。
- ③市が指定管理料を支払っていること。

支援金の区分

※指定議案説明資料の年間利用者数で判断

施設の利用者規模※	支援金
～9,999人	50,000円
10,000人～29,999人	100,000円
30,000人～49,999人	150,000円
50,000人～	200,000円

- 複数の施設を一括して同一の指定管理者に管理させている場合は、利用者数を合算して判定（協定区分ごとの判定）